

19世紀後半のイタリアにおける女性解放思想

——アンナ・マリア・モッツォーニの

『女性とその社会的諸関係』(1864)を中心に——

勝 田 由 美

〔序〕

19世紀の後半から20世紀の初頭には、女性運動が初めて世界的な規模でたかまりを見せる、このとき、1861年に政治的統一を果たしたばかりのイタリアは、中世以来の多様な歴史を有する諸地域と、その多くは封建的な制度と意識の中にある民衆とをいかに統合し、近代的な国家を形成するかという難題の渦中にあった。このような中で、女性運動は、統一運動(リソルジメント)の一勢力であった共和主義、特にジュゼッペ・マッツィーニのそれに影響を受けながら、女性の諸権利の獲得を、統一国家における民主主義の発展の課題のひとつとして提起し、追求していくことになる。

19世紀後半のイタリアの女性運動は、同時期のアメリカやイギリスの運動に比べると、係わった女性の層の厚さや、獲得された成果という点では、盛り上がりを欠いていた。だが、イタリアが近代国家として形成される過程の中で、イタリアの女性達は、女性と国家、社会との関わりをどのようにとらえ、そこにおける女性の解放をどのように展望していたのだろうか。このような研究の最初の手がかりとして、本稿では、当時のイタリアの女性運動を代表する活動家であるアンナ・マリア・モッツォーニをとりあげ、彼女の『女性とその社会的諸関係』(1864)という作品の中に、その女性解放思想を探ってみたい。これはモッツォーニが女性について書いた最初の作品であると同時に、女性と社会との関わりを総体的にとらえ、女性の問題を政治的な運動の課題として提起した、イタリアで最初の作品であった。モッツォーニの活動と、イタリア女性運動とは、この『女性とその社会的諸関係』をもって始まったともいえるのである。

〔1〕 アンナ・マリア・モッツォーニの生いたちと思想形成

アンナ・マリア・モッツォーニは、1837年5月5日、ミラノの近くのレスカルディーナという小さな村に生まれた。⁽¹⁾ 両親は共に貴族で、母のデルフィーナ・ピアンタニードはミラノでも指折りの資産家の出で、父のジュゼッペは建築技術者であった。当時のヨーロッパは王政復古の政治的反動のもとにあり、領邦諸国に分かれたイタリアは、全土が直接間接にオーストリアの支配下にあった。北はミラノの属するロンバルディア＝ヴェネト王国、サルデーニャ王国、中部がトスカーナ大公国、パルマ、モデナの諸公国と、ローマを中心に広がる教会国家、そして、南部の両シチリア王国。オーストリアの時の宰相メッテルニヒが、「イタリアは単なる地理的名称にすぎない」と言うほど、各地の政治、経済、社会の状況は異なっていた。

モッツォーニの生まれ育ったロンバルディア地方は、オーストリアの直轄地でありながら、当時のイタリアで最も文化的、社会的に進んだ地域であった。オーストリアは、イタリアの他の地域に比べればむしろ進歩的な統治を行っており、特に18世紀のロンバルディアは、近代的な改革の最も進んだ地域であるだけでなく、ヴェッリやベッカリーアなど、イタリアを代表する啓蒙思想家を生んでいた。モッツォーニ家は、こうしたロンバルディアの先進的な気風を積極的に支持していた家系であり、モッツォーニ自身も、この生家の自由な雰囲気を受け入れて育っていく。

一方、ロンバルディアは、イタリア一の農業の発展を誇り、特産物である絹の生産は、モッツォーニが生まれた頃から、既にイタリアで最初の工業化の兆しを見せていた。このように経済が発展する中で、ロンバルディアの人々は、次第にオーストリアの支配を窮屈なものに感じ、反墮感情を強めていく。ヨーロッパ中に革命の起きた1848年は、イタリアにとっては、統一連動の始まりをする年である。イタリアの各地で蜂起が起り、ミラノでも、市民が熾烈なバリケード戦の後にオーストリア軍を追放し、共和制をしいた。これらの蜂起はオーストリアやフランスの手で弾圧されていくが、こうした一連の出来事は、⁽²⁾ 当時11才であったモッツォーニの心にも、深く刻みつけられたようである。

モッツォーニは、家庭の経済的な事情のために、5才から14才までをオーストリア系の寄宿学校で過ごしている。その後、家に戻ったモッツォーニは、父親の影響のもとに、独学で教養を身につけていく。彼女は、ベッカリーアやフィ

ランジェーリ、ポルタ、パリーニ、バルザック、ジョルジュ＝サンド、シューなど、フランスやロンバルディアの啓蒙思想家、ロマン主義者の著作を好んだ。そして、国家統一の気運が盛り上がる中で、モッツォーニは、リソルジメントを代表する共和主義者であるジュゼッペ・マッツィーニや、フランスの女性運動や女性解放思想に、また、イタリアの共和主義者に、大きな影響を与えていたサン＝シモンやフーリエ⁽³⁾の思想にも触れている。中でも、後に見るように、社会の調和的な発展を「情念」の開花としてとらえ、女性の地位の進歩をそのメルクマールとしたフーリエ⁽⁴⁾の思想から、モッツォーニは自身の女性解放思想の基本的な着想を得ている。

このような読書と思索の日々の後、モッツォーニは、1864年、27才の時に、統一国家における民法の改正を契機に『女性とその社会的諸関係』を発表した。ここで、モッツォーニは、女性の地位を左右すると同時に、統一国家の人権感覚を示すものとして民法の問題を論じ、女性の権利の獲得は、社会全体の自由と平等の発展であると訴えた。女性の問題を統一国家の政治的問題に係わらせて提示したこの作品は、共和主義者の間で高く評価され、無名であったモッツォーニは、この後、実際の運動にも着手することになる。

以上の記述からわかるように、『女性とその社会的諸関係』は、当時のイタリアの状況に密着して書かれた作品であり、イタリアの現実、モッツォーニの思想形成にも大きな影響を与えている。したがって、次に、イタリア統一の性格と、そこにおける女性の状況や、女性の問題に対する認識の変化を探ってみたい。

〔2〕 統一国家と女性問題

(1) イタリア統一の性格と女性の問題

1861年のイタリア統一は、イタリア全土を領邦国家のひとつであったサルデーニャ王国に併合することによって成立し、新国家は、サルデーニャ王国の法や制度をそのまま引き継ぐとともに、旧サルデーニャ王、ヴィットーリオ・エマヌエーレ2世⁽⁵⁾を君主とする立憲君主制を採用した。このことは、リソルジメントの2つの勢力、すなわち、大衆運動による統一と共和制を主張する「共和派」と旧支配層のイニシアチブによる統一と自由主義改革を主張する「穏健派」と

の間で、穏健派が最終的な統一の主導権をとったことを意味している。

イタリア王国に適用された旧サルデーニャ王国の選挙制度には、納税額の他に読み書きの能力による制限があり、有権者は国民の2%にも満たなかった。その結果、統一政府は、北部の貴族や南部の地主などの旧支配層の利害を主に反映することになり、国民、特に南部の農民の不信を増大させていった。こうして、統一国家においては、サルデーニャ王国の官僚を中心とする一部の支配者が、多様な地域と国民とを支配することになり、いわゆる「法定のイタリア」(*Italia legale*)と「実在のイタリア」(*Italia reale*)の乖離が生じたのであった。

したがって、イタリアの実質的な統一は、依然として残された課題であった。統一政府の人間にとって、この問題は、まず治安の維持や、公教育の普及を通じての民衆の教化の問題として意識された。これに対して、マッツィーニら共和派の人々は、イタリア人の市民的な意識と権利の向上が問題であると考えていた。マッツィーニらが直接に働きかけたのは、近代的な労働者へと転換しつつあった都市の手工業職人であったが、同時に、彼らの一部は、イタリアの民主化にとって、女性問題が重要であることに気づいてもいた。特に、マッツィーニは、女性に固有の問題を具体的に論じたり、運動を展開したりすることにはなかったが、自ら女性の問題に大きな関心を示し、モッソーニも含めて、統一国家でやがて展開されることになる女性運動の担い手達に大きな影響を与えた。彼は、労働者を対象に書いた『人間義務論』(1860)⁽⁷⁾の中で、女性の解放は労働者の解放と並行すべきである、と訴えている。マッツィーニは、男女は根本的に異なるとし、家庭における女性の役割を賛美してもいるが、一方では、男女を対等な存在と認め、女性の公的な役割を積極的に評価する。男女は、社会的、政治的な生活においても対等でもあるべきだ、と、彼は労働者に呼びかける。

マッツィーニが、このように、女性を国家の政治的議論に係わるべき存在としてとらえたのは、彼自身の思想からの帰結であるだけでなく、女性自身の変化を反映してもいた。それは、リソルジメントに対して広範な女性が参加したという事実である。

(2) リソルジメントに対する女性の参加

リソルジメントへの女性の参加の最も一般的な形は、イタリアの解放を目指

して活動する男性の、妻や母としてのそれである。⁽⁸⁾ マッツィーニに共和主義の理想を教えた母のマリアや、夫の戦闘に同行して病死したガリバルディの妻アニタなど、著名な男性を影で支えた女性の伝記とともに、無名の愛国者達の妻や母の人名辞典も、リソルジメント期には数多く出版された。このような形で女性の参加は、男性を通して成立するような質のものであり、世間から賞賛をうけたが、同時に、家庭における女性の愛情や思いやりと矛盾するものであってはならなかった。

だが、より詳細に見れば、リソルジメントに対する女性の関わり方も、参加した女性の階層も様々である。反政府の陰謀における連絡員、非合法雑誌の編集、逃亡者の世話。市民の蜂起においても女性の多くは看護人として活躍し、中には自ら銃をとって戦う女性もいたという。身分の高い女性のうちには、サロンを主宰し、統一運動に対して秘密集会と議論の場を提供するものもいた。女流詩人は、ロマン主義的な愛国詩をつくり、人々を鼓舞した。サロンの主宰者や女流詩人の多くは、父親や兄弟を通じてマッツィーニの思想に影響を受けており、その中には、統一後にも慈善や女子の教育などの社会的活動を続けるものが少なくなかった。こうした慈善などの活動もまた、女性の妻や母として役割の延長上にとらえられたものではあった。しかし、女性と家庭との第一義的な関わりは疑問に付されなかったとしても、リソルジメントに対する女性の参加は、女性達を公の領域へと引き出し、自己と社会との関わりを認識する契機を与えることになったのである。

(3) 民法の改正と『女性とその社会的諸関係』

『女性とその社会的諸関係』の記述からは、リソルジメントに対する女性の参加や、共和派の人々が示す女性の問題への関心が、モッツォーニに大きな影響を与えていることがうかがえる。だが、前述のように、彼女にこの作品を書かせた直接の契機は、1863年に開始された民法の改正で⁽⁹⁾あった。

統一国家の民法は、旧サルデーニャ王国のカルロ・アルベルト法を採用しており、これは強力な家父長権を設定していた。アルベルト法によれば、まず、子に対して行使される養育、訓育、教育の権利義務、及び子の財産に対して行使される権利義務を意味する「親権」(*patria potesta*)は、父親にしか認められない。相続は、長子単独相続が一般的で、娘には相続の権利そのものが認

められていなかった。夫婦関係においても、夫は妻を保護し、妻は夫に従う義務があるとされ、妻は夫に対して劣位に置かれていた。この妻の劣位を最も端的に示しているのが「妻の無能力規定」とよばれるもので、これは、妻が夫の許可なしに、訴訟当事者となったり、贈与、譲渡、抵当権の設定などの重要な法的行為を成すことを禁じていた。一方、統一前までロンバルディアに施行されていたオーストリア民法には、このような妻の無能力規定は存在しなかった。つまり、オーストリア支配下においては自由に財産を所有し、処分することのできたロンバルディアの女性達は、イタリア統一とともに、その法的地位を明らかに後退させたのである。モッツォーニが民法の改正に対して示した強い関心の裏には、こうした事情があったものと思われる。

アルベルト法の改正は、1863年、共和主義者であったピサネリによって提起された。ピサネリは、家長を主権者とし、家族を小君主国とみるアルベルト法に対し、家族を共和国としてとらえ、妻も夫と対等に市民としての権利を有するという立場にあった。モッツォーニが『女性とその社会的諸関係』を書いた目的は、この民法の改正に対して女性自身が訴えかけ、その声を反映させることであった。

「国会で進行中のイタリア民法の見直しは、私に議論を始めさせた。…女性は、古くさい習慣で国会から閉め出され、いつでも、そうするという合意なしに法に耐え、自身の資質と労働が公の必要に貢献していながら、いつもむくわれることがない⁽¹⁰⁾」

一方で、ロンバルディアの女性の法的地位の後退は、国家の統一という事業そのものに対するモッツォーニの信頼をゆるがすには到っていない。

「この自由な5年間に、女性のうちに教育の要求が力強く目覚めたことは、だれも見、知っている。イタリアの女性がリソルジメントにもたらした熱狂、国家の利益に対する女性の献身、愛国の祭壇の上に遂行された犠牲、をだれもが目にした…。もはや、女性に教育の完全な改革を拒否すること、市民としての生活、国民としての生活、世論におけるその重要性を拒否することは不可能である。⁽¹¹⁾」

このように、モッツォーニにとって、リソルジメントは、自由と平等の実現へむかうひとつの「進歩」であった。彼女は、この「進歩」が、イタリア王国の成立によって終わるとは考えていない。1861年の統一は、「進歩」の一段階

であるとされ、女性の解放は、その発展の最も重要な要素として主張されるのである。

「女性の存する状況の改善は、女性自身の利益だけでなく、同様に、またそれ以上に、女性によってその多くの部分が成り、由来し、影響されている人類の改善でもある。⁽¹²⁾」

モットォーニは、文明の段階は女性の地位によって決定されるというフーリエの定式を、統一直後のイタリアの現実に則して解釈し、展開しようとしたのであった。

〔3〕『女性とその社会的諸関係』の女性解放思想

『女性とその社会的諸関係』は次のように序文と8つの章から構成されている。

序 若い女性達へ (Alle giovine donne)

- 1 女性と常識 (La donna e l' opinione)
- 2 女性と宗教 (La donna e la religione)
- 3 女性と家庭 (La donna e la famiglia)
- 4 女性と社会 (La donna e la società)
- 5 女性と科学 (La donna e la scienza)
- 6 法の前での女性 (La donna in faccia al diritto)
- 7 権利から排除される女性 (La donna nell' esclusione del diritto)
- 8 なされるべきこと (Da farsi)

「若い女性達へ」と題された序文は、この作品が誰よりも利害の当時者である女性達に向けて書かれたことを示している。モットォーニが対象としたのは「教養のある」「豊かな」女性、つまり、彼女と同じような中産階級の若い女性達である。ここでは、モットォーニが、この作品の中で女性の解放をどのようなものとしてとらえていたのかを、ほぼ原文の順序にしたがって具体的に探っていきたい。

(1) 女性と常識

すでに見たように、『女性とその社会的諸関係』は、新国家における民法の改正を直接の契機に書かれた作品であると同時に、当時のイタリアの社会における女性の状況を総体的に把握し、その変革を目ざして、具体的な課題を提起

することを目的としていた。そのために、まず第一章で、モッツォーニは、女性を「弱く」「感情的」で「受動的」な存在とする、当時の「常識」(opinione)を批判する。モッツォーニにとって、この「常識」は女性本来の姿ではなく、「制度」(istituzione)によって歪められた女性の姿にすぎない。「制度」とは、その生理学的な弱さを理由に、女性を学問や権力から排除してきたような状況である。女性の受動的な性格をつくりあげ、女性を固有の価値を持たない存在としておとしめてきたものも、この「制度」に他ならないとされる。

「常識」を批判するモッツォーニは、女性の「本来の」姿が認識されなければならないというが、それは、女性の特定の役割や性質の中に求められるものではない。

「今こそ、女性に対する多様な評価の正当性を主張する時である。」⁽¹³⁾

後に見るように、モッツォーニは、女性、そしてすべての人間は本来多様な性質を持つと考え、女性の解放を、この多様な本性を発展させることのうちに求めた。モッツォーニは、人類を、全ての人の自由と平等に向かって「進歩」すべき存在としてとらえ、各人はその固有の性質の発展を通じて、この「進歩」に貢献するとする。このような文脈で、次の第2章では、人類の「進歩」の必然性が「神」の啓示にその根拠をもつものとして基礎づけられる。

(2) 女性と宗教

モッツォーニは、宗教を論じることの意味を、序文でこのように述べている。

「宗教は、したがって、常に女性を手なづける最も強力な手段であったし、現在もそうである。しかし、私は、この女性のうちに強く認められる優勢な感情は、他者の手のうちにあるのではなく、彼女自身の手の中にあるのだと言いたい。」⁽¹⁴⁾

このように、モッツォーニは、カトリックが女性の抑圧を正当化してきた最大のイデオロギーであることを認めているが、第2章の主要な課題はカトリックの批判ではない。モッツォーニが訴えようとしたのは、宗教とは外的な形態ではなく、内面の感情である、ということであった。彼女は、既存のカトリックは「キリストの精神を離れている」とし、本来の信仰心を、人間の自然な感情のうちに求める。宗教が「女性自身の手の中にある」のは、この意味においてである。

モッツォーニは、聖なるものに対する生得的な感情は、あらゆる時代のあらゆる人々に備わっているとし、それは理性的なものであると言う。モッツォーニの「神」とは、啓蒙思想における「理性」と同一のものである。

「結果が原因からしか生じることがないように、結論が前提から引き出され、建築がそれをつくったものを明らかに示すように、宇宙はひとつの第一義的な理性を説く。無神論者がこうした事実としての理性によって定義した「運命」(caso)とは、彼にとって十分な根拠があるならば、彼にとっての神に他ならない。そして、彼と一般的な宗教心の間にあるのは、ことばの問題にすぎないのである。」⁽¹⁵⁾

宗教の本質を、自然の法則としての理性に求めたモッツォーニは、宗教それ自体も、人間の歴史も、この法則に従って「進歩」するものとしてとらえる。モッツォーニによれば、ブッダは人類で最初に「人間の平等」を説いたが、それは彼岸における平等を意味するにすぎず、仏教は、現実に存在するカースト制度に対しては無力であった。これに対して、キリスト教は、さらなる進歩として評価される。それは、キリストが、愛と助けあいの精神によって、平等な社会をつくらなければならないとしたからである。このように、自然の法則として人類の「進歩」とは、専制からの解放であり、すべての人の自由と平等の実現に向かう過程を意味している。そして、モッツォーニは、普遍的な人類愛と平等というキリストの精神は、今こそ実現されるのだと言う。

「…キリストが予言した時代は今こそ到来した。そして、当時は理解されなかった彼の言葉は、我々の時代において公然のプログラムとなる。…抑圧された人々の目覚め、全ての人の権利の確認、身分制の廃止、…そして、ここに、女性が理解し、信じなければならないプログラムが存在する。」⁽¹⁶⁾

モッツォーニが、このキリストの精神の実現への期待を、リソルジメントの経験から引き出していることは想像に難くない。女性の解放は、ここでは人類の進歩に合致し、すべての人の自由と平等に係わる問題として考えられているのである。

モッツォーニが、人類の進歩を基礎づける原理として宗教をとらえた点、宗教の本質を人間の自然な感情のうちに求めて、宗教的原理と世俗の社会の原理を一致させようとしている点は、サン＝シモン⁽¹⁷⁾の影響によるものと思われる。また、同様にサン＝シモンから影響を受けた、マッツィーニの宗教観との類似

⁽¹⁸⁾も見られる。しかし、モッツォーニがサン＝シモンやマッツィーニと異なるのは、神を「理性」として主張する点である。サン＝シモンは、宗教を道徳に係わる領域として「知」から明確に区別したし、マッツィーニは、理性よりも、ロマン主義的な「愛」や「道徳」や「献身」を重視していた。信仰心を感情のうちに基礎づけながらも、その感情を合理的なものとしてとらえたモッツォーニは、サン＝シモンやマッツィーニに比べて、啓蒙思想の遺産に対してはるかに自覚的であった、と言えるであろう。

(3) 女性の「権利」と「義務」

第8章には、以下のような記述がある。

「権利は義務から生まれ、権利とは義務遂行の手段に他ならないことが明らかになったので、私は早急に権利について話す必要があった。」⁽¹⁹⁾

「権利」と「義務」は、この作品を理解する上での重要な概念である。「権利」が、啓蒙思想から引き出された概念である一方で、「義務」という概念は、マッツィーニの影響によるものと考えられる。

マッツィーニは、「権利」を個人的なものとし、「義務」には対他的な性質を与えている。⁽²⁰⁾彼はサン＝シモンの影響を受け、人類は万人の福祉を実現するために、協同社会の建設にむかって進歩すると考えて、この「進歩」を神の「使命」だとした。マッツィーニの説く「義務」とは、この「使命」への貢献、つまり人類の「進歩」に対する各人の参加を意味し、究極的には神にその根拠を持つ。マッツィーニは、生存の目的は、他者のために生き、自身と他者とを向上させることにありとし、また、各人がこのような「義務」を理解することによって、自由や平等が全ての人のものになると考えていたのである。彼にとって、「権利」はそれ自体が目的とされべきものではなく、あくまでも「義務」の遂行の結果、あるいは「義務」を遂行する手段にすぎない。

モッツォーニの「義務」も、すべての人の抑圧に対する抵抗という意味では対他的な質を持ち、神の啓示としての文明の「進歩」に貢献するという意味で、神にその根拠を持っている。さらに、モッツォーニは、マッツィーニと同様に、「権利」を「義務」遂行の手段とし、女性の活動の目的を「権利」ではなく、むしろ「義務」のうちに見ようとしている。しかし、一方で、モッツォーニは先の引用に見られるように、女性に対して「権利について早急に話す必要があっ

た。」としている。モッツォーニは、女性は現状においては「義務」の遂行を不可能にされているのであり、女性にとって何よりの急務は、「義務」遂行の手段としての「権利」を得ることにあると考えていたのである。マッツィーニは、「権利」を「義務」を遂行するにあたって全く妨害されず、またある限度において援助されること⁽²¹⁾としてその基礎を「義務」に求め、「権利」に消極的な定義しか与えていない。これに対し、モッツォーニは、後の民法を論じた部分に見られるように、各人は生まれながらに「権利」を有するとし、「能力」(facoltà)という人間の性質のうちにその基礎を求めている。したがって、モッツォーニは、「義務」という概念についてはマッツィーニの影響を受けながらも、「権利」については、マッツィーニにはない重要性を与え、独自の意味を付与しているといえる。以下、モッツォーニは、第3、4章で、女性の「義務」を明らかにし、第5、6、7章では、「義務」の行使に不可欠な「権利」は各人に生得的に与えられており、女性にも男性と同等に「権利」が与えられるべきことを訴えていく。

(4) 家庭における女性の義務

モッツォーニが家庭における女性の「義務」とするのは、妻や母としてのそれである。彼女は、マッツィーニの言葉を借りて、その意義を説く。マッツィーニは、家庭における女性の役割は、人類の「義務」を理解し、家族にその理想を鼓舞することにあると考えていた⁽²²⁾。それは、愛情をもって、「義務」遂行の苦痛を和らげるような、「家庭の天使」というべき存在である。モッツォーニは、マッツィーニのこうした考え方を基本的には受け入れながら、女性は現状では「家庭の天使」にはなりえないとする。

「しかし、こうしたことは、教育や尊敬の念が、自然が要請する、多くの学問によって磨かれた意識を女性に与えた時にのみ、ありうることである。」⁽²³⁾

モッツォーニによれば、家族とは、「人類の文明と知性によって示される諸段階⁽²⁴⁾に依じて」形づくられるものである。フーリエの影響を感じさせるこの見方は、家族を神意を反映した秩序とする、カトリック的な家族観に対する反論でもあった。モッツォーニは、現存したあらゆる家族は、男性の専制と女性の隷属を伴う「君主制的」なそれであったという。これに対して、彼女が理想とするのは、男女の各々が自立した精神を持ち、両者の対等な関係によって構成

されるような家族である。

このように、モッツォーニにとって、家庭における女性の「義務」とは、家庭において男女が対等になった時に初めて正しく遂行されうるものであった。そのためには、「教育と尊敬の念が」女性の意識を変え、男女の各々が自立的な精神を持つようにならなければならない、とされる。モッツォーニは、女性に教育のような精神的自立の手段が与えられない限り、家庭における男女の平等は成立しえないことを、よく理解していたのである。

(5) 社会における女性の「義務」

モッツォーニは、社会的な関係を「我々にとって最も重要な関係」としており、第4章の社会における「義務」は、家庭におけるそれよりも、強い調子で主張されている。

「他者に善を施すことは、全ての人にとって義務であるばかりか、権利でもあり、それを果たすことなしには寛大な精神がむしばまれてしまうような権利である。」⁽²⁵⁾

モッツォーニによれば、この社会的な「義務」の内容は、文明の程度や、時代や地域の必要にしたがって変化する。例えば、リソルジメントに対する女性達の貢献は、女性の生来の優しさや、感受性の多様な表現であったとして賞賛されるが、統一国家における「義務」の充分な行使とは認められていない。モッツォーニにとって、統一後のイタリアにおいて適当な社会的「義務」とは、女性が、熟練労働や、知的労働をも含めた、広範な労働に従事することである。

「女性が生きるために男性を必要とするところでは、女性の抑圧は続く。」⁽²⁶⁾

モッツォーニにとって、労働は、女性の最も重要な「義務」とであるとともに、「権利」としても最も重要であり、女性を解放する鍵である。次には原文とは順序が前後するが、モッツォーニの「権利」の概念を理解するために、教育を論じた第5章は後にし、次に民法に関して述べられた第6章を見てみたい。

(6) 女性の「権利」

「法の前女性の」と題された第6章は、民法の問題を扱った箇所では、人間の社会を規制する法は、神、すなわち自然の法則にのみ根拠を持つべきである、という一貫した立場から、現行のアルベルト民法が批判されている。

モッツォーニにとって、人間関係の基準や、世俗的な権利の基盤は、人間の生得的な「能力」(facoltà)のうちに求められるべきものである。この「能力」(facoltà)とは、各人に本来的に備わっており、人間社会の進歩の営みの中で、各人が養い、発展させていくものである。

「ところで、各人がこの協同の営みにもたらす力の結果は多様であり、あらゆる外的形態から独立して、区別(classificazione)を免れるような性質⁽²⁷⁾のものである。」

モッツォーニが、諸個人の権利の基礎とするこの「能力」(facoltà)という概念は、時には「本性」(natura)とも言い換えられており、啓蒙思想における人間的自然に対応するような、人間の本質的な性質をさすものであることがわかる。しかし、啓蒙思想のいう人間本性とは異なり、この「能力」は、各人に多様なものとして備わっている。したがって、モッツォーニの「能力」は、その配分に応じて各人の「無限に多様な性質」が生じるとされた、フーリエの「情念」に近い概念であろう⁽²⁸⁾。さらに、モッツォーニは、各人の多様性に調和を与えるのは、神の啓示として人類の「進歩」であるとし、多様な人間がおりなす社会の存立基盤を、社会契約にではなく、神に求めている。この点についても、多様な「情念」は神の定めに従って開花するとし、この過程を社会の調和へむかう「進歩」としてとらえた、フーリエとの類似が見られる。

モッツォーニにとって、「進歩」への貢献は、「能力」の発展を通じて多様な仕方で行われるので、「権利」とは、各人がその「能力」を発展させる適切な手段を与えられることを意味する。モッツォーニは、この各人の「権利」に限界を付すものは他者の「権利」だけであり、特定の人間の利益や感情から各人の能力に区別を設けることは、権利の不当な侵害になるという。モッツォーニによれば、女性の抑圧とは、能力の誤った区別が生んだ偏見のもとに、女性に特定の役割が課されていることなのである。

「区別の不可能性から、社会的な営みに対して、個人の役割を決定しようとするあらゆる気まぐれが不適當であることがわかる。」⁽²⁹⁾

モッツォーニによれば、男性は、自分に都合のよいように女性のモデルをつくりあげ、その上に、法や、習慣や、女性の教育をつくりあげてきた。モッツォーニにとって、女性の解放とは、女性が各々の「能力」を発展させることを意味するのであり、諸権利の獲得は、そのための不可欠の条件なのである。

「我々は今、女性のうちに、古くさい偏見に逆らって、真にその能力を認識し、教育による偽りの成果から、本来の成果を認識する必要がある。もう、後の私達が、この上ない重々しさで“女性はかくあるべきだ”と宣言して、その知性を脅かしてきたような、愚かな意見を繰り返すことのないように。」⁽³⁰⁾

モッツォーニは、法とは、女性も含めた社会の全ての成員に対して、権利を保証するものでなければならないとする。こうして、アルベルト民法は、女性の自然的権利を否定し、その「能力」を去勢するものとして、批判されることになる。民法の改正が進行中であるという事情から、ここでは、逐一条項があげられ、他の章のどこよりも具体的な批判が展開されている。しかし、社会における女性の「義務」を家庭におけるそれよりも重視するモッツォーニにとって、女性が民法上男性と同等の権利を認められることは、女性解放の始まりを意味するにすぎない。

「教育と労働、ここに女性を復権し、解放することのできる唯一の力がある。」⁽³¹⁾
 こうして、第5章では教育、第7章では労働の問題が論じられる。

(7) 女性と教育

「女性と科学」と題された第5章では、女性の教育の権利が主張されている。モッツォーニにとって、科学 (scienza) の意義は、自然の秩序と、これに由来する人類の義務を認識することにより、この意味で、教育は、女性が社会に参加する前提となるのである。ここで、モッツォーニが念頭においてるのは、女性に中等、高等教育の道を開くことである。

「…国家は女性を考慮していると、政府は真剣に言いうるのだろうか。初等教育、これがすべてである。」⁽³²⁾

統一国家は、カザーティ法によって、2年間の初等教育の義務化と無償、そして初等教育における男女の平等を規定していた。これらは、当時のヨーロッパにおいては画期的な条項であったが、現実には学校数自体が大幅に不足しており、イタリアの現実⁽³³⁾は法とは掛け離れていた。にもかかわらず、モッツォーニが、まず女子の中等以上の教育を主張したことは、彼女自身が属する中産階級の女性達の要求を代弁したものであるであろう。だが、次の第7章に見られるように、モッツォーニは、決して下層階級の女性の問題を無視していたわけではなかった。そして、第7章で論じられている「労働」の問題こそが、⁽³⁴⁾

モッツォーニにとっては、女性を解放する最も重要な戦略となるのである。

(8) 女性と労働

労働を論じた第7章の「権利から排除される女性」というタイトルは、モッツォーニにとって、労働が、諸権利のうちでも最も重要であることを示している。イタリアの本格的な工業化は19世紀末のことであるが、産業革命は、すでに1830年代から、ロンバルディアなど北部の繊維産業を中心に開始されていた。

産業革命の初期には、どこの国においても女性の労働力が主力となる。イタリアでは、統一直後の1861年には、工業部門の女子労働者は158万8千人で、男性の121万8千人を上回り、この女性の優位は、19世紀を通じて維持されていく。⁽³⁵⁾一方で、女子労働者の賃金は男性の2分の1から3分の1、15—6時間労働も珍しくないという、悪条件のもとにあった。⁽³⁶⁾モッツォーニは、女子労働者の過酷な労働や、低賃金や、職場での性的誘惑を問題とするが、当時の多くの知識人のように、女性の工場労働そのものを悪だとは見ない。そればかりか、彼女は、女子労働者のうちに、むしろ解放の契機を見出す。⁽³⁷⁾

「この階級においては、男女は完全に平等である。」

モッツォーニにとって、当時の中産階級の女性の生活は、決して受け入れられうるものではなく、怠惰で無意味な生活にすぎない。当時のイタリアの女性は、身分の高い女性であれば、家計の管理に従事するしかなく、それも、民法上夫の許可なしに法的行為をなしえないので、制限されたものであった。一方、下層の女性にとっては、条件の悪い労働に従事するか、売春をするしかなかった。モッツォーニは、このように階層を異にする女性の問題を、女性の労働の軽視、という共通の問題としてとらえようとする。彼女は、まずこれを、法の問題であるとする。モッツォーニによれば、現行民法が女性に独立した人格を認めず、女性は男性に従属して、その保護を受けるべき存在だと規定しているために、女性の労働の必要性が軽視されるのである。しかし、一方で、法の改革のみでは女性の労働の権利は保証できないとされる。

「女性をこうした不正な習慣の専制から救うためには、大規模に組織されたアソシエーション以外にない。」⁽³⁸⁾

前述のように、モッツォーニのいう「権利」とは、各人の多様な「能力」の発展を意味していた。モッツォーニは、この「能力」を、労働を通じてはじめ

て十全に発展しうるものだとするが、彼女にとって、既存の社会のもとでの労働は、多様な「能力」の開花を許容するようなものではないのである。

「各々のメンバーは、その労働に応じて社会から支払いを受け、原料購入の代金を控除されて、利益の正当な分配を定期的(39)にうけるだろう。」

モットォーニが考えている生産のアソシエーションは、当時、マッツィーニが主張していた、職種ごとの生産の「組合」としてのアソシエーションとも、現につくられつつあった、労働者の相互扶助組織とも、異なっている。(40)

「アソシエーションは、講入者が、協同社会以外の商店では商品調達できないほどに、すべての都市や県に広がっていることが必要である。」(41)

モットォーニのアソシエーションは、フーリエ的なそれに他ならない。なぜなら、それはあらゆる生産を包括して社会の全域に広がり、そこでは、労働を通じて多様な「能力」の発展が実現される、と考えられているからである。フーリエもまた、生産の協同体において、快樂としての労働を実現し、各人の多様な情念を開花させることのうちに人類の幸福を見たのであった。(42)だが、フーリエと異なるのは、モットォーニのアソシエーションが、女性だけで構成されるものであることである。

「こうしたことなしには、女子労働者の解放は、男性の平等と正義の感覚に委ねられたままであり、女性は、長年の歴史をふりかえれば、それがずっと待ちぼうけをくらうことになる(43)と、知っている。」

モットォーニは、各人が固有の「能力」を発展させ、男性と対等に人類の「進歩」に貢献することのうちに、女性の解放を見ていた。高等教育による知性の発展や、民法上の権利の獲得は、モットォーニにとって、解放の前提ではあっても、最終的なゴールではなかった。彼女は、「能力」は「労働」を通じて十全に実現されると考え、女性の解放を、既存の社会のうちにではなく、大規模な生産のアソシエーションを形成することのうちに見ていたのである。

(9) なされるべきこと

今まで見てきたように、『女性とその社会的諸関係』に展開されている女性解放思想は、女性自身による生産のアソシエーションの形成に帰着するような、非常にラディカルなものであった。しかし、当時のイタリアは、このような展望を受け入れる状況にはなく、モットォーニが最初に批判した「弱く」「無知

な」女性という見方は、政治的な論争の場でも、女性の権利を否定する根拠として、なお充分に通用していた。モッツォーニは、このような現実を認識しながらも、統一国家の民主化と女性解放の漸次的な進歩、という希望を捨ててはいない。そして、最後の第8章では、当面の課題として、彼女の思想の全体像からすれば慎ましいと思えるほどの、現実的なプランを提示している。⁽⁴⁴⁾

1. 幅広いプログラムを持った公教育を受けられること。
2. 成人した他の市民と平等であること。
3. 被選挙権はないにしても、せめて有権者となるように、選挙権を認められること。
4. 配偶者同士の間には平等が確立されること。
5. 夫婦の財産の分割は共通の権利であること。
6. 姦通と内縁関係が等しい法的証拠によって等しい判決を被ること。⁽⁴⁵⁾
7. 妻の明白な委任なしに夫はどんな法的行為においても妻の代理となれないこと。
8. 夫婦の随伴と保護の関係は、不公平かつ欺瞞的であるので、廃止されること。
9. 妻が夫に従いたくない場合名には、その主張を両性から構成される家族評議会に提出できること。
10. 夫は妻の同意なしには、有償であれ無償であれ自身の財産を譲渡することはできず、妻もまた同様であること。…。
11. 母親は、自然法が定めるところに従って、共同後見人となりうること。
12. 父親は死にあたって自ら共同後見人を選び、母親も母親で子の共同後見人を選ぶこと。
13. 父親の探索が許され、姦通が従うところの法的証言に準じること。⁽⁴⁶⁾
14. 誘惑に関してより厳しい法がつくられ、女性は25才まで保護を受けること。
15. 女性が後見と家族評議会への参加を認められること。
16. 女性の後見人は男性の後見人と等しい権利を有すること。…。
17. 女性に職業と雇用の道が開かれること。
18. 女性が結婚以外の形で市民権を得られること。

モッツォーニは、この18の要求は現在可能であると思われるもので、将来的にはより大きな改革を要求するだろう、と言う。モッツォーニは、理想主義者であると同時に、現実感覚を備えた活動家でもあった。彼女は、社会全体の変革を理想としながら、統一国家において女性が権利を獲得することの意義を充分に認めようとする。

「1789年の革命を記した世紀の精神は…限定されているとしても、それを埋め合わせるような実現可能な利益を有する諸改革を私に要求させる。」⁽⁴⁷⁾

モッツォーニにこのような認識を与えたものは、何よりもロンバルディアの啓蒙的な文化の伝統であろう。統一国家における権利の獲得は、こうして、社会全体にとってかわるようなアソシエーションの形成という、より大きな展望の中に位置づけられた。この意味で、モッツォーニの『女性とその社会的諸関係』は、ピエローニ・ポルトロッティの言うように、フーリエの思想を「当時のイタリアのもとで政治的言語に翻訳した」⁽⁴⁹⁾作品であったと言える。

〔結論〕

『女性とその社会的諸関係』に見られるモッツォーニの思想は、神を「理性」に等しいものとする点や、各人の生得的な「権利」を主張する点では、啓蒙思想に影響を受けている。一方で、宗教観についてはサン＝シモン、「義務」という観念についてはマッツィーニの影響を受けていると考えられる。しかし、その思想を全体的にとらえるなら、モッツォーニに誰よりも強い影響を与えているのは、フーリエの思想である。彼女の、労働を通して発展する各人の多様な「能力」という概念には、快楽としての労働のうちに多様な「情念」の開花を見ようとした、フーリエとの類似が見られる。そして、女性の解放を、既存の社会のうちではなく、アソシエーションの形成に見た点で、モッツォーニは、女性の解放と社会の進歩が一致するというフーリエの定式を、明らかに受け入れていた。

モッツォーニがフーリエの思想を受け入れた背景には、イタリアの現実があった。モッツォーニは、イタリアの統一のうちに、オーストリアの支配からの解放と、自由の実現とを見ていた。アルベルト法に端的に表れているように、統一国家は必ずしも現実には彼女が望んでいたものを与えなかったけれども、モッツォーニにとって、イタリアの統一が自由と平等にむかうひとつの「進歩」で

あることには変わりがなかった。モッツォーニは、フーリエが文明の段階を規定する要因であるとした自己の属する性の解放を、統一国家の現実を重ねて理解した。彼女は、リソルジメントに対する広範な女性の参加を、文明の新たな段階に対応した女性の变化としてとらえ、工場で働く女性のうちに、男性と対等な新しい女性の姿を見たのである。このとき、モッツォーニにとって、ロンバルディアの啓蒙の伝統は、社会の変革という展望の中に、ひとつのステップとして位置づけられた。現存する社会における権利の要求は、「政治的言語」に翻訳されたフーリエの思想の中で、新しい社会を準備する前提として、フーリエ自身が認めた以上の意義を与えられることになった。モッツォーニは、アソシエーションの形成を展望しながら、統一国家の現実に対しては、女性の教育や労働の権利を要求し、社会と家庭の双方において男女の平等な関係を確立することを主張するのである。

『女性とその社会的諸関係』は、発表と同時に共和主義者の間に確実に反響を得て、モッツォーニは、その後半世紀にわたって、女性解放の活動を展開することになる。⁽⁵¹⁾けれども、モッツォーニの活動は、初めから厳しい現実と直面しなければならなかった。ピサネッリによる民主的な民法の草案は、特に上院で厳しい反対にあい、後退を余儀なくされていった。1865年に改正を終えた新民法では、母親の親権や、娘の財産相続の権利が認められるなどいくつかの点で大きな改善を見たとはいえ、妻の無能力規定がほぼそのままの形で存続するなど、妻の夫に対する劣位は変わらなかった。『女性とその社会的諸関係』の最後で、当面の課題としてあげられていた諸要求でさえ、当時のイタリアの現実には許容しなかったのである。

初期のモッツォーニの活動は、女性の高等教育や参政権の実現のための請願やプロパガンダが中心である。だが、厳しい現実と直面する中で、モッツォーニは、共和主義から社会主義へとその思想的傾向を変えていく。『女性とその社会的諸関係』に見られた統一国家への期待は、後年の彼女からはうかがうことはできない。既に社会主義者として活動を始めていた1885年には、モッツォーニは、統一国家の痛烈な批判者と化している。

「祖国とは…憲兵であり、収税吏であり、税の監視人であり、人買いであり、警察である。牢獄であり、梅毒であり、絞首台であり、子供達を父の所有物とし、あなた自身を彼の奴隷だとする法律である。」⁽⁵²⁾

このようなモットォーニの変化は、イタリアで、社会主義が、国家の統一が解決しえなかった諸問題—労働者や南部農民のそれ—を解決する手段として認識されていく過程に対応している。しかし、同時に、『女性とその社会的諸関係』に見られた、労働を通じての女性の解放という理想、女性の解放と社会の進歩は一致するという信念は、モットォーニの活動を貫く一貫したモチーフでもある。ある意味で、モットォーニは、このモチーフを、常にイタリアの現実には則して「政治的言語」に翻訳しつづけたのである。したがって、今後の研究方向としては、モットォーニの著作や活動を、イタリアの現実の中で理解し、その変化を辿っていかなければならない。女性の問題を、統一国家の民主的発展の主要な要素として提起しつづけたモットォーニの意義は、当時の状況との関わりで翻訳され、評価されてこそ明らかになると思われるからである。

〔註〕

- (1) モットォーニのおいたちについては、F. Pieroni Bortolotti, *Alle origini del movimento femminile in Italia 1848—1892*, Torino, Einaudi, 1963. を参照。これは、当時のイタリアの女性運動に関する最も詳細な研究書であると同時に、モットォーニの活動とその意義とを明らかにした最初の著作でもあり、この著作以降、モットォーニは、イタリア女性運動史の研究上、必ずと言ってよいほど言及される存在となった。イタリア女性運動史、解放思想史の入門的著作には、G. Chianese, *Storia sociale della donna in Italia 1800—1980*, Napoli, Guida, 1980.; G. Conti Odorisio, *Storia dell'idea femminista in Italia*, Torino, ERI, 1980. などがあり、モットォーニについてもまとまった叙述がある。尚、日本語文献では、モットォーニに関するものは見当たらない。
- (2) モットォーニ自身が後年記すところによれば、ミラノにオーストリア軍が戻ってきた時の「征服された都市の沈黙」は、彼女にとって「拭いさることのできない記憶」として残った。(F. Pieroni Bortolotti, *Alle origini del movimento femminile in Italia*..., p.48.)
- (3) サン＝シモン、サン＝シモン主義やフーリエの思想は、フランスへの亡命者を通じて1840年代には、イタリアにも広まっていた。R. Treves, *La dottrina sansimoniana nel pensiero italiano del Risorgimento*, Torino, Giappichelli, 1973. からは、サン＝シモンの思想が当時のイタリアの知識人に大きな影響を与えていたことがうかがえる。また彼らが女性解放思想と女性運動に与えた影響については、水田珠枝『女性解放思想史』、筑摩書房、1979年；J. Rabaut, *Historie des féminismes français*, Paris, Stock, 1978. (加藤康子訳『フェミニズムの歴史』新評論、1987年)；L. Adler, *À l'aube du féminisme: Les premières journalières 1830—1850*, Paris, Payot,

1979. (加藤節子・杉村和子訳『黎明期のフェミニズム』, 人文書院, 1981年); 志村明子「19世紀前半フランス空想社会主義における女性解放思想—シャルル・フーリエからサン＝シモン主義者へ—」『花園大学研究紀要』11, を参照。
- (4) 「既に1858年には、「女性問題」は、彼女にとって中心的な意義を獲得しはじめていた。父親がフーリエの中に物理的諸現象の調和を探し求めたのに対し、彼女はそこに、女性の「リソルジメント」の革命的な意味が表現されているのを見出した。」F. Pieroni Bortolotti, *Alle origini del movimento femminile in Italia*....., p.51.
- (5) イタリア史に関しては主に以下の文献を参照。森田鉄郎編『イタリア史』山川出版社, 1976年; G. Proccacci, *Storia degli Italiani*, 2voll. Bari, Laterza, 1968. (斉藤康弘・豊下楯彦訳『イタリア人民の歴史Ⅰ・Ⅱ』, 未来社, 1984年); H. Hearder, *Italy in the age of the Risorgimento 1790—1870*, New York, Longman, 1983.
- (6) 統一後のマッツィーニの活動については, 山崎功『イタリア労働運動史』, 青木書店, 1970年。彼の労働者に対する認識については, G. Galasso, “Il pensiero sociale di Mazzini,” *Mazzini e Mazzinianesimo: atti del XLVI congresso di storia del Risorgimento italiano*, Roma, Istituto per la storia del Risorgimento italiano, 1974. を参照。またマッツィーニの女性観については, M. Pia Roggero, “La donna e la sua emancipazione nel pensiero di Mazzini,” *Bolletino del museo del Risorgimento*, Bologna, 1984—1985.; E. Garin, “La questione femminile: cento anni di discussioni,” *Belfagor, gennaio, 1962*. などを参照。彼の女性観には, サン＝シモンの影響が見られる。
- (7) *Dei doveri dell'uomo, 1860*. (大類伸訳, 岩波文庫, 1952年)
- (8) リソルジメントに対する女性の参加については次の論文を参照した。G. Gentili Filippetti, “La donna nel Risorgimento,” *Critica Sociale*, dicembre, 1961.; E. Morelli, “La partecipazione delle donne al Risorgimento,” *L'emancipazione femminile in Italia: Un secolo di discussioni 1861—1961*, a cura di Societa Umanitaria, Firenze, 1961.
- (9) 民法改正については, 松浦千誉「イタリア近代家族法」『家族史研究』, 大月書店, 1982年; 同「1865年イタリア民法典における女性の地位」『八戸大学紀要』, 創刊号, 1982年; M. Bellomo, *La condizione giuridica della donna in Italia*, Torino, ERI, 1970. を参照。
- (10) Anna Maria Mozzoni, *La donna e i suoi rapporti sociali*, Milano, Tipografia Sociale, 1864. in *La liberazione della donna*, a cura di F. Pieroni Bortolotti, Milano, Mazzotta, 1977. p.35. この *La liberazione della donna* は, ピエローニ・ボルトロッチの編によるモッツォーニの著作集で, モッツォーニの文章は, 当時の新聞や雑誌に掲載されたり, 小冊子として発行されたものが多いので, 非常に有益である。ところで, この著作集の『女性とその社会的諸関係』は編集されたもので, 原文はかなりの大著であるらしい。本稿でも, 残念ながら原文を参照することはできなかった。

- (11) *ibid.*, pp.34—35.
- (12) *ibid.*, p.37. ここには、「一般命題として、社会の進歩及び期割の変更は自由への女の進歩に比例して行われ、社会秩序の衰微は女の自由の減少に比例して行われる。」とした、フーリエの影響がうかがえる。(C.Fourier, *Théorie des quatre mouvements et des destinées générales*, 1808. (厳谷国士訳『四運動の理論上・下』, 現代思潮社, 1970年, 邦訳, 上巻221項)
- (13) A. M.Mozzoni, *La donna e i suoi rapporti sociali*, p.41.
- (14) *ibid.*, p.36.
- (15) *ibid.*, p.44.
- (16) *ibid.*, p.48.
- (17) サン＝シモンの宗教観は, F.Edward Manuel, *The new world of Henri Saint—Simon*, Cambridge, Harvard University press, 1958. (森博訳『サン＝シモンの新世界上・下』, 恒星社厚生閣, 1975年), 邦訳, 下巻第31章を参照。
- (18) マッツィーニの宗教観は, *Dei doveri dell' uomo*, からもうかがえる。彼がサン＝シモンから受けた影響については, R. Treves, *La dottrina sansimoniana....*, 参照。
- (19) A. M.Mozzoni, *La donna e i suoi rapporti sociali*, p.87.
- (20) *Dei doveri dell' uomo*, 邦訳, 20—22頁。
- (21) *ibid.*, p.87.
- (22) *ibid.*, pp.71—72.
- (23) A. M.Mozzoni, *La donna e i suoi rapporti sociali*, p.53.
- (24) *ibid.*, p.49.
- (25) *ibid.*, p.56.
- (26) *ibid.*, p.59.
- (27) *ibid.*, p.67.
- (28) フーリエの「情念」については, 前出の *Théorie des quatre mouvements....*, の他, *Le nouveau monde industrielle et societarie*, 1829. (田中正人訳「産業的共同新世界」『世界の名著42』, 中央公論社, 1980年); M. Moneti, *La meccanica delle passioni: studio su Fourier e il socialismo critico—utopistico*, Firenze, La Nuova Italia, 1979.を参照。
- (29) A. M.Mozzoni, *La donna e i suoi rapporti sociali*, p.68.
- (30) *ibid.*, p.59.
- (31) *ibid.*, p.62.
- (32) *ibid.*, p.63.
- (33) 小林虎五郎他『世界教育史体系13』, 講談社, 1977年, 第一編第9章。
- (34) 当時は, 既に初等教育の就学率に, 著しい地域差, 男女差があった。男女の格差については, D.Bertoni Giovine, “Funzione emancipatrice della scuola e contributo della donna all' attiva educativa,” *L'emancipatrice femminile in Italia: un secolo di discussioni 1861—1961*, a cura di Societa Umanitaria, Firenze, 1961.

- (35) F.Taricone/ B.Pisa, *Operaie, borghesi, contadine, nel XIX secolo*, Roma, Carucci, 1985. 巻末統計より。
- (36) G.Gentili Filippetti, “La donna nel Risorgimento,” p.623.
- (37) この部分は、編集されたテキストからは省略されているようである。ここで
の引用はモッツォーニの著作集 *La liberazione della donna*, p.15., 編者の
序文から。
- (38) A. M.Mozzoni, *La donna e i suoi rapporti sociali*, p.84.
- (38) *ibid.*, p.84.
- (39) *ibid.*, p.84.
- (40) マッツィーニの提唱していた「組合」については、*Dei doveri dell'uomo*,
を参照。彼は相互扶助組織に働きかけて、これを「資本と労働とを同一の人々
の手におくような」労使一体となった生産組織に発展させようと考えていた。
相互扶助組織については、山崎功『イタリア労働運動史』、とくに女性労働者
のそれについては、B.Di Porto, “La donna e la esperienza storica
repubblicana dell' Ottocento,” *Bolletino del museo del Risorgi-
mento*, Bologna, 1984—1985. を参照。
- (41) A. M.Mozzoni, *La donna e i suoi rapporti sociali*, p.84.
- (42) M.Moneti, *La meccanica delle passioni*..., によれば、フーリエの「労
働」は、各人の自然的資質と内なる適性 (vocazione) の発現であるという。
pp.289—298.
- (43) A. M.Mozzoni, *La donna e i suoi rapporti sociali*, p.85.
- (44) *ibid.*, pp.88—89.
- (45) 当時の刑法の規定では、妻の「姦通」はどんな場合でも罪となるのに対し、
夫は婚家に「内縁」の妻を囲った時のみ罪せられた。(*ibid.*, p.78.)
- (46) アルベルト法では母親の探索のみが許され、父の探索は禁じられていた。モッ
ツォーニ自身も、未婚のまま男児を育てている。モッツォーニの著作集 *La
liberazione della donna*, 巻末年表より。
- (47) A. M.Mozzoni, *La donna e i suoi rapporti sociali*, p.37.
- (48) モッツォーニは、民法批判の部分で、イタリアを代表するロンバルディアの
啓蒙思想家ベッカリーアの『犯罪と刑罰』を引用している。(C.Beccaria,
Dei delitti e delle pene, Harlem (Leghorn), 1764. 風早八十二・双葉訳,
岩波文庫, 1938年) なお、ベッカリーアについては、堀田誠三『「犯罪と刑罰」
の社会思想』『経済科学』, 第30巻第3号, 1983年; 同「ベッカリーアにおける
道徳感情とレトリック」水田洋教授退官記念論集『市民社会の思想』, 御茶の
水書房, 1983年; F.Venturi, *Utopia and reform in the enlightenment*,
Cambridge at the Univ. press, 1981. (加藤喜代志・水田洋訳『啓蒙のユート
ピアと改革』, みすず書房, 1981年), などの日本語文献がある。
- (49) 「モッツォーニは、フーリエを当時のイタリアの状況の中で政治的言語に翻
訳した。家族の、国家の、私有財産の消滅が彼方に展望される。一方で現在に
おいては、君主制的な家族の平等なそれへの、権威主義的な国家の民主的なそ
れへの、資本主義の『男女の労働者の解放』への、転換がある。」モッツォー

ニの著作集 *La liberazione della donna*, p.8. 編者の序文より。

- (50) フーリエは、フランス革命の宣言した自由に対し、貧富の差を生み、参政権などの宣言された政治的自由でさえも実現できないとして批判した。(M. Moneti, *La meccanica delle passioni.....*: pp.165—166.) フーリエは、既存の社会の改革にはほとんど関心がなかったと見られ、弟子達の実践も、専ら実験的なアソシエーションの形成にあった。
- (51) 例えば、1864年末には、ミラノのマッツィーニ主義の雑誌『イタリアの統一』(*La unità italiana*) の付録として、その講読者に送付された。(F. Pieroni Bortolotti, *Alle origini del movimento femminile in Italia.....*, p.77.) さらに、マッツィーニは、モッツォーニを「優れた、知的な女性だが、少々気難しい」と評したというが(モッツォーニの著作集 *La liberazione della donna*, p.14., 編者の序文より。), 1871年には、彼女はマッツィーニの主宰する雑誌『人民のローマ』(*La Roma del popolo*) の同人に迎えられている。
- (52) モッツォーニの著作集 *La liberazione della donna*, p.8. 編者の序文より。